

議案第 17 号

市川市こども館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

市川市こども館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 27 年 9 月 4 日提出

市川市長 大久保 博

市川市条例第 号

市川市こども館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
市川市こども館の設置及び管理に関する条例（平成 6 年条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項の表市川市新田こども館の項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 平成 28 年 4 月 1 日前に市川市新田こども館の施設、附属設備等を壊し、汚し、又は失わせた者に係る改正前の第 11 条の規定による当該施設、附属設備等を原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない義務については、なお従前の例による。

理 由

新田第2保育園内に一時預かり事業の専用保育室を確保することに伴い、同保育園に併設されている新田こども館を廃止する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。